④　投資者の保護等に係る内部管理態勢の不備

当社の一扱者において、社内で原則禁止とされている特定同意契約（銘柄、売買の別、数量について同意を得て、価格については、成行注文のほか、当該同意時点の相場を考慮して幅を持たせた範囲内で扱者が発注する契約をいう。）に基づく取引が本部承認を得ることなく行われていた。

このため、当社における内部管理態勢を検証したところ、以下のとおり不適切な状況が認められた。

○　内部管理責任者は、注文伝票等のチェックで、受発注当日に当該扱者が顧客と接触等した記録等がないにもかかわらず、これを疑問視せず看過していた。

○　顧客よりあっせん和解が申し立てられたが、事実関係の調査や発生原因分析等を行わず、顧客の納得を得ることを優先し和解に応じている。

○　また、当該和解を受け、当該扱者に対し懲戒処分を実施しているが、類似案件調査を実施しておらず、再発防止策が策定されていない。

○　その結果、同一扱者において、別支店の別顧客に対し、当社に無断で特定同意契約に基づく取引が、再び行われていた。

⑤　顧客に虚偽の表示をする行為

〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第２号〕

当社は、顧客である金融機関とのオプション取引にあたり、指定時間内に当社が実際に行った日経平均指数先物取引によるヘッジ取引の加重平均価格（以下「ＶＷＡＰ」という。）を基準に当該金融機関が受払いするオプション料を確定することとしていた。

しかしながら、実態は、当社が実際に行ったヘッジ取引のＶＷＡＰではなく、市場全体のヘッジ取引のＶＷＡＰについて当社の裁量で修正して算出した額を、当該金融機関に提示し取引を行っていた。

⑥　投資信託の乗換勧誘において概算損益の説明が不適切な状況

当社は、投資信託の乗換えに関する重要事項の説明項目のうち、解約する投資信託の概算損益に係る算出方法Ａについて、審査部から全営業店に対し文書による通知を行っている。

一方で、一部の営業員や営業店においては、個別に審査部に照会を行い、より正確な概算損益の算出方法Ｂにより算出された概算損益を顧客に対し説明を行っていた。

審査部においては、算出方法ＡとＢの算出結果について大きな差は無いと思い込み、照会を受けた営業員及び営業店に対し、個別に算出方法Ｂを承認していた。

今回検査で、算出方法ＡとＢの概算損益の差額を検証したところ、平均して２万円程度、算出方法Ａが損失額過少（利益額過大）になることが認められた。

このため、顧客の投資判断において極めて重要な項目である概算損益について、営業員によって異なる概算損益額を説明している状況であった。

⑶　財産・経理等に関するもの

勧告事案

①　純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況
〔金商法第52条第１項第３号及び第53条第２項〕
（本章第７－１－⑸及び附属資料２－４－３⑴①（番号10）参照）

②　顧客区分管理必要額を運転資金等に流用している状況
〔金商法第43条の３第２項〕
（本章第７－１－⑸及び附属資料２－４－３⑴①（番号10）参照）

③　支払い不能に陥るおそれのある状況
〔金商法第52条第１項第７号〕
（本章第７－１－⑸及び附属資料２－４－３⑴①（番号10）参照）

問題点通知事案

①　自己資本規制比率が120％を下回る状況
〔金商法第46条の６〕

以下の各社において、自己資本規制比率の算出誤り等により自己資本規制比率が120％を下回る状況が認められたとともに、各社いずれもが、当該誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出るとともに、公衆の縦覧に供していた。

・Ａ社は、中長期的な運用目的として匿名組合契約の持分を保有していたが、当該有価証券は固定資産として区分すべき資産であるところ誤って流動資産として区分して自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が120％を下回る状況となっていた。

・Ｂ社は、自己資本規制比率の算出に当たり、保有する外国投資信託の額が、固定化されていない自己資本の額に百分の五十を乗じた額を超えていることから、当該外国投資信託に係る市場リスク相当額を加算すべきところ、これを加算していない等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が120％を下回る状況となっていた。

・Ｃ社は、取引先リスク相当額の算出に当たり、親会社に対する短期貸付金等に25％のリスクウェイト（親会社は「適格格付を付与されていないその他の法人等」に該当）を乗ずべきところ、５％のリスクウェイト（「適格格付を付与されていない金融機関等」）を乗じる等、誤った自己資本規制比率を算出していた。この結果、当社は、自己資本規制比率が120％を下回る状況となっていた。

・Ｄ社は、自己資本規制比率等の財務改善を企図して、甲社から購入したソフトウエアに係るシステム使用権について、甲社との間で譲渡禁止条項が設けられているにもかかわらず、甲社の同意を得ることなく、乙社に譲渡し数百万円の売上を不適切に計上していた。このため、当該譲渡契約に係る未収入金を控除して自己資本規制比率を算出したところ120％を下回る状況となっていた。

②　自己資本規制比率の算出誤り等
〔金商法第46条の６〕

当社は、自己資本規制比率の算出に当たり、システム使用料を基礎的リスク相当額に参入せず、誤った自己資本規制比率を財務局長へ届け出するなどしていた。

⑷　その他業務運営に関するもの

勧告事案

①　顧客に必要証拠金の不足額を預託させることなく、ＦＸ取引に係る契約を継続する行為
〔金商法第38条第７号に基づく金商業等府令第117条第１項第28号〕
（本章第７－１－⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号２）参照）

②　業務運営に関し重大な問題が認められる状況
〔金商法第40条第２号に基づく金商業等府令第123条第１項第14号及び金商法第51条〕
（本章第７－１－⑵及び附属資料２－４－３⑴①（番号２）参照）

③　報告徴取命令に対する事実と異なる報告
〔金商法第52条第１項第６号〕
（本章第７－１－⑶及び附属資料２－４－３⑴①（番号３）参照）

④　損失の補てん及び利益の追加のために財産上の利益を提供する行為等
〔金商法第39条第１項第３号及び第64条の５第１項第２号〕
（本章第７－１－⑶及び附属資料２－４－３⑴①（番号３）参照）

⑤　当局に対する虚偽報告
〔金商法第52条第１項第６号〕
（本章第７－１－⑸及び附属資料２－４－３⑴①（番号10）参照）